

## 郵便等による不在者投票

郵便等による不在者投票制度とは、身体障害者手帳や戦傷病者手帳、介護保険被保険者証をお持ちで次の障害・等級の方が、ご自宅で投票用紙等(投票用紙と投票用封筒)に候補者名等を自書し郵便等を利用して行う投票制度です。

お持ちの手帳の種類	障害名等	等級等
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	1級か2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級か3級
	免疫、肝臓の障害	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

### 郵便等による不在者投票の手続きについて

郵便等による不在者投票をするためには、あらかじめ「郵便投票証明書」の交付を受ける必要があります。

- ・「郵便等投票証明書交付申請書」に必要事項を記入し、手帳等を添付して熊野市選挙管理委員会へ直接または郵便等で申請してください。
- ・申請した選挙人に熊野市選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」が郵送で交付されます。この証明書は投票の際に必要なになりますので、大切に保管しておいてください。

#### 郵便等投票証明書交付申請書

### 投票をするには

- ・選挙が行われるときは、熊野市選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」をお持ちの方に「投票用紙等の請求書」が郵送で送られてきます。
- ・「投票用紙等の請求書」に必要事項を記入し、「郵便投票証明書」を添付して、熊野市選挙管理委員会に返送してください。
- ・「投票用紙」、「投票用封筒」が郵送されたら、自宅などで投票用紙に記入し、それを内封筒に入れて封をし、外封筒に投票記載年月日と投票記載場所を記入し署名します。  
最後に返信用封筒に入れ、熊野市選挙管理委員会へ郵送してください。

#### 投票用紙等の請求書

## 代理記載制度

- ・ 自書できない方で、郵便等による不在者投票制度の条件に該当し、さらに身体障害者手帳に「上肢または視覚障害が1級」の記載がある場合、または戦傷病者手帳に「上肢または視覚障害が特別項症から第2項症」の記載がある場合には、代理記載の制度があります。
- ・ 詳細は、熊野市選挙管理委員会までお問い合わせください。

## 郵便等投票証明書交付申請書

公職選挙法施行令第59条の3の規定によって郵便等投票証明書の交付を受けたいので、必要書類を添え申請します。

平成 年 月 日

選挙人名簿に記載  
されている住所

---

生年月日 明大昭 年 月 日生

---

氏名

---

連絡先  
(電話番号)

---

(あて先) 熊野市選挙管理委員会委員長

---

### 添付書類

身体障害者手帳若しくは令第59条の2第1号に規定する両下肢等の障害の程度を証する書面, 戦傷病者手帳若しくは令第59条の2第2号に規定する両下肢等の障害の程度を証明する書面, 又は介護保険の被保険者証

### 備考

氏名欄の氏名は、**必ず自分で書くこと**。

## 投票用紙等の請求書

公職選挙法第49条第2項の規定により、平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 執行の  
\_\_\_\_\_選挙において、次のとおり現在する場所で郵便等による不在  
者投票を行いたいので、同法施行令第59条の4第1項の規定により投票用紙  
及び投票用封筒の交付を請求します。

現在する場所

\_\_\_\_\_ 県 \_\_\_\_\_ 市 \_\_\_\_\_ 町 \_\_\_\_\_ 番地

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

氏 名 \_\_\_\_\_

熊野市選挙管理委員会委員長 様

### 備考

- 1 氏名欄の氏名は必ず自分で書いてください。
- 2 投票用紙の請求は、選挙の期日前4日までに請求してください。
- 3 投票用紙等は現在する場所に郵送されますので、明確に記載してください。
- 4 「郵便等投票証明書」を必ず提示(同封)してください。

請求受付	/
請求方法	直・郵
投票区(及び名簿番号)	
交付月日	/
交付方法	直・郵
受領月日	/
備考	